

議事録（概要）

会議名	令和元年度 第1回芦屋町交通安全推進協議会					
会場	芦屋町役場4階 44会議室					
日時	令和元年8月27日 10:00～11:00					
委員の出欠	会長	波多野 茂丸	出	委員	長沢 正行	出
	副会長	小田 武人	出	委員	山際 耕平	欠
	副会長	山田 寛	出	委員	濱口 陸司	欠
	委員	信国 浩	出	委員	靄井 達也	欠
	委員	三桝 賢二	出	委員	岩本 直 (代理:植田 孝一)	出
	委員	森山 真奈美	出	委員	中山 信孝	欠
	委員	山下 高志	出	委員	清武 秀峰	出
	委員	山内 典子 (代理:藤原 涼子)	出	委員	菅 伸二	出
	委員	末松 みゆき	出	委員	甲斐 清司	出
件名・議題	<p>1. 会長挨拶 交通安全運動へのご理解ご協力についてのお願いがあった。</p> <p>2. 折尾警察署交通管理官挨拶 交通安全運動を機会に、一人でも多くの方に交通事故防止のための活動に取り組んでほしいというお願いがあった。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 折尾警察署管内における事故発生状況及び秋の交通安全県民重点項目の説明 折尾警察署交通管理官から説明が行われた。</p> <p>(2) 平成30年秋の交通安全運動実施要綱（案） 事務局から説明が行われた。</p> <p>(3) 芦屋町交通安全推進協議会設置条例改正について 事務局から説明が行われた。</p> <p>(4) 今年度実施済対応中の安全対策について 事務局から説明が行われた。</p> <p>(5) その他 委員から質疑・意見等はなかった。</p>					

合意事項 決定事項	議事（２）「平成３０年秋の交通安全運動実施要綱（案）」について事務局から説明を行い、了承された。 議事（３）「芦屋町交通安全推進協議会設置条例改正」について事務局から説明を行い、了承された。
--------------	--

質疑応答及び意見と説明内容

議事（１） 折尾警察署管内における事故発生状況及び秋の交通安全県民重点項目の説明	
委員	<p>今年の交通事故発生件数（７月末時点）は、折尾署管内で６２１件（昨年比較：－１４８件）、芦屋町では２５件（－４件）となっている。また、死亡事故発生件数は、折尾署管内では１件（－５件）となっており、水巻町で１件起きている。</p> <p>折尾署管内での交通事故発生件数６２１件のうち１３２件が高齢者関連の事故となっており、比率は２１％となっている。それに対し、芦屋町は４４％となっており非常に高い。高齢者の事故防止は今後の重要な課題である。</p> <p>重点項目については、昼間の飲酒運転が多いので、残り酒には十分注意してほしい。また、１６～１８時の夕暮れ時は特に交通事故が多いため、ハイビームを活用していただきたい。</p>
委員	交通安全の重点項目の中で、自転車乗用中の交通事故防止とあるが、自転車保険の加入状況について、小中学校で加入率等は把握しているのか。
委員	把握していない。
委員	小中学生は、通学時ヘルメットを着用しているが、一度家に帰ると着用せずに運転しており、危険なため学校で指導していただきたい。
委員	指導します。
委員	飲酒運転に関して、アルコールチェックの普及をして防止に努めていただきたい。
委員	ハイビームにして走ると、対向車がまぶしくあおり運転等につながるのではないか。
委員	道路交通法上でも、通常ハイビームで走行し対向車がいる場合は下向きに落とすようになっている。ハイビームを使用することで、歩行者を早く発見することができ交通事故防止につながる。通常がハイビームであることをもっと普及していき、トラブルにならないようにしたい。
委員	免許返納する人はどのくらいいるのか。また、認知症の人が免許返納しても、返納したことを忘れて運転してしまうという話を聞くがそういった場合はどうしたらいいのか。
委員	<p>７５歳以上で絞るとだいたい５％程度である。</p> <p>認知症の人が免許返納後の運転を防ぐためには、免許返納と同時に家族の人が車</p>

	<p>も処分することを勧めている。</p> <p>芦屋町は、免許返納者が少ない。車が必要な場所では、なかなか免許を手放すのが難しいのではないかと思う。そのため、町等で安全な車に乗っていただく支援をするという方法もある。</p>
事務局	<p>芦屋町では、今のところ免許返納や安全装置の支援制度は行っていませんが、令和元年4月から行う予定で事務を進めています。</p>
<p>議事（2） 令和元年秋の交通安全運動実施要綱（案）</p>	
事務局	<p>秋の交通安全運動が、9/21～30の間に行われる。この運動に伴い、芦屋町では、早朝街頭指導や交通安全キャンペーン等の実施を予定している。早朝街頭指導では、運動期間中の平日4日間に亘り、交通安全推進協議会、芦屋町交通安全協会、役場職員が町内の11箇所にて街頭指導を行う。交通安全キャンペーンでは、9/24の11時からポートレース芦屋で式典や出発式を行ったあと、ポートレース芦屋付近の道路でドライバーへの啓発物資（チラシと反射材付エコバック）を300セット配布する予定である。その他啓発活動として、広報車での町内巡回、交通安全旗や横断幕の設置及びポスターの掲載を行います。</p>
<p>議事（3） 芦屋町交通安全推進協議会設置条例改正について</p>	
事務局	<p>交通安全に関しての町の責務及び推進協議会の役割を明確にし、交通安全を更に推進していくために、以下のとおり改正いたします。</p> <p>交通安全に関して、町の責務を明記した条例がないため、第1条に交通安全に関する町の責務を謳うこととします。</p> <p>次に第2条ですが、この条には当協議会の所掌事務が規定してあります。現在は、道路、標識等の改善について、協議する場がありませんので、第2条の第4号に「交通安全施設等の改善整備の推進に関すること」を追加し、当協議会において情報共有及び協議を行っていきたいと考えております。また、町の交通安全に関しては、福岡県交通安全計画を指針として行ってきておりましたので、あらためて追加で明記することとしております。</p> <p>次に第3条ですが、当協議会において決定した交通安全に関する要望について、警察や道路管理者などの関係機関に対し、しっかり要請していくよう、新たに条を追加しております。</p> <p>第4条については、町道の管理担当である都市整備課長が当協議会の委員となっておりますので、一名増員としております。</p> <p>交付及び施行については、来年の4月1日と考えておりますので、本日の協議会で了承を得られましたら、条例改正に向けて事務を進めていきたいと考えております。</p>

議事（４） 今年度実施済対応中の安全対策について	
事務局	区長や住民から申出のあった安全対策の地域要望6件について報告。
議事（５） その他	
事務局	特になし。